

ID: 14

担当部署: 建設水道課

処分の概要	許可工作物の完成検査		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】			
<p>法第30条第1項の規定による。 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては 「ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日